

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第5号 3月7日（木曜日）

◎議事日程 第5号 令和6年3月7日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	防災交通課長	伊藤修君
市民課長	吉田高弘君	税務課長	百武俊一君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君

高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
整備課長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
下水道課長	梅 村 幸 男 君	環境課長	小笠原 健 一 君
観光課長	小 池 信 和 君	学校教育課長	大 黒 澄 子 君
学校教育課主幹	高 木 順 二 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	中 村 美 和 君
文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 皆さん、おはようございます。8番、創大会、小川清美です。議長のお許しをいただきましたので、4件の一般質問をさせていただきます。今回は地震の影響もあって、災害関係の質問が多くなっております。私からも1件、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に被災された皆様方に、お見舞いを申し上げますとともに、能登地方の一日も早い復旧、そして復興を願っております。

件名1、災害弔慰金、要旨1、支給状況等についてであります。

元日の午後4時ごろに発生した地震は、暫定で深さ16キロメートル、マグニチュード7.6の比較的浅い地で起きた地震で、各地に甚大な被害をもたらしたことはご承知のとおりです。

国土交通省発表の人的被害では、発生からちょうど2か月となる3月1日時点で、死者241名、負傷者320名となっております。お亡くなりになられた方々の中には、避難生活の疲労などからくる災害関連死の方が15人含まれており、災害が起こるたびに、この災害関連死の増加が懸念されております。

同じ真冬の1月に発生した平成7年の阪神大震災では、避難所でインフルエンザが流行するなどし、関連死が900人を超えたとされております。また、東日本大震災では、避難が長期化し、約3,800人が関連死とされていますし、平成28年の熊本地震では、犠牲者276人のうち、直接死が50人に対して、関連死は226人で、全体の8割を占めたということでございます。

当市には、法律の規定に準拠した条例が設けられており、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行っております。

条例の名称は、「犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例」です。

そして、条例から判断しますと、本市に住民票があれば、里帰りや旅行など、犬山市外で災害に遭ってしまった場合でも、この弔慰金や見舞金の支給を受けることが可能と考えます。

また、災害関連死であっても、直接死も、災害に起因しているということは同じでございます。

そこでまずは、このおおむね20年間におけるこの条例による支給状況をお聞きするとともに、災害関連死の場合は支給を受けることが可能かどうか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

災害弔慰金は、ご質問にあったとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村が条例を定めることにより支給を行うことができるとされているものです。犬山市においても、「犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例」として定めています。

内容としては、法で定める程度の自然災害により、死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うもので、死亡者が主たる生計維持者であった場合は500万円、その他の場合は250万円となっており、市外で被災した場合も、支給事由に該当する場合は対象となります。

また、支給者費用の負担割合は、国が2分の1、県4分の1、市4分の1となっていますが、当市においては、過去20年間、本弔慰金を支給した実績はありません。

なお、災害が直接的な死因でない場合でも、災害と因果関係のある死亡、いわゆる災害関連死の場合は、支給の対象となります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

要旨2、災害関連死についてに移ります。

先ほどの答弁にて、災害関連死の場合であっても支給可能ということが分かりましたが、災害関連死という言葉が当たり前に使われる昨今にあつては、条例上、これを読み取ることは難しいと思います。

また、こういった場合が災害関連死に該当するのか判断が難しく、運用上はかなり困惑することになるかと考えます。できる限り広い認定がなされ、弔意の趣旨に沿った適正な審査ができるように運用すべきであり、過去においては、国に対し日本弁護士連合会からも意見書が提出されています。

こうした中、先月9日には、当市と愛知県弁護士会との間で、災害時における法律相談の協定が締結されましたので、より被災者に寄り添った対応が可能になったものと思います。

犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例に話を戻します。

現行条例では、第3条に、「市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする」とあり、災害が直接原因の方には支給可能ですが、災害関連死の場合は、疑問符がつきます。したがって、この地震をきっかけ

として、市条例を改正し、新たに災害関連死に関する規定を設けるべきではないでしょうか。具体的には、災害関連死という用語の定義と、災害関連死のおおむねの判断基準の追加が必要と考えます。

一方で、この市条例は、国の法律に準拠していますので、こうした改正が可能かどうか、そして、改正についてどう考えているのか、1点目としてお聞きします。

また、2点目として、当市は災害関連死について、どのように扱い、課題をどう捉えているのか。また、愛知県や国との連携はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

1点目の災害関連死の認定基準などを条例に規定できないかについては、災害の規模、時期、震災前の被災者の身体状況や被災後の生活状況などにより、死因と災害との因果関係は様々であり、市が条例で基準を明記することは困難と考えます。

2点目の市としての災害関連死についての対応であります。現在市では、犬山市災害弔慰金等支給審査会が条例に基づき設置されており、この審査会においては、災害を直接起因とする災害死の審査を行い、災害関連死など判断が困難な事例は、県に審査を委託することとしています。

課題であります。原則として災害死は市で判断することになりますが、県内では審査会を設置している自治体は、名古屋市と当市のみで、情報の収集先が少ないこと、また、事例の蓄積もないことから、審査が相当難易度の高いものになると想定されることです。

続きまして、国や県との連携についてですが、災害関連死の認定に関する審査の委託や、市で判断することになる災害死における相談などにおいて、連携を図ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。条例改正は難しいということで理解をいたしますが、残念でございます。条例改正は、難しいということでしたが、災害弔慰金の支給に関し、既に審査会が設置されているのは、県内で名古屋市と当市の2市のみということ今回初めて知りましたが、設置されているがゆえに厳しい状況も予想します。いざというときにはぜひ、被災者に寄り添った迅速な対応を期待しまして、次の質問に移ります。

件名2、税についてです。

そもそも、税金とは、国や地方公共団体に租税として納付する金銭ですが、納付側の皆さんから見ますと、税は強制的に取り立てられるもの、あるいはしぼり取られるものと、こういったことで、よいイメージは持っていないということは想像に難くないと考えます。

今回は、税について5点ほど質問をさせていただきます。

まず、要旨1として、犬山市の住民税についての質問です。

住民税はご承知のとおり、地域社会の費用をできるだけ多くの住民の皆さんに分担していただくという性格を持っている税金です。一般的には、市町村住民税と道府県民税を合わせたもので、一律に課される均等割と、所得に応じて決まる所得割から構成をされております。

基本的には、住民税の計算方法は、どの自治体も同じですが、地方自治体の規定によって課税される所得額が違ったり、例えば環境保護のための活動財源として課される環境税や森林税など、独自の税金が上乘せされることもあるということです。

犬山市は、住民税が高いということを結構耳にします。自分としては、決してそうではなく、県内の他の市町と比較しても横並びで変わらないと思っていますが、まるで都市伝説のごとく、こう言われております。もしそういったことが理由で、移住・定住の候補から外れるとするならば、非常に残念であります。

そこで、当市の個人市民税について、県内の市町村と比較してどうなのか。こうした場で改めて確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

議員ご説明のとおり、市民税は、均等割と所得割から成り立っています。均等割については、地方税法で市町村が3,000円、道府県が1,000円と定められており、県内の市町村はこの標準税率を採用しています。

さらに、県民税に、あいち森と緑づくり税500円と、東日本復興税として、市民税、県民税それぞれに500円ずつ加算され、均等割合計は合計5,500円となっています。

所得割については、前年度の所得額から社会保険料などの控除額を差し引き、残った金額に税率を掛けて計算します。

この税率についても、地方税法で市町村の課税標準税率を6%、都道府県の標準税率を4%と定めており、犬山市を含めたほとんどの市町村が、この標準税率を採用しており、市県民税は10%です。

また、政令指定都市は、同法で8%、県民税2%と定められており、一般市などと同様に、市県民税は10%となっています。

超過税率を採用しているのは兵庫県豊岡市で、都市計画税の廃止に伴い、市民税が6%に対して6.1%、固定資産税が1.4%に対して1.5%を採用しています。

愛知県内では超過税率を採用している市町村はなく、名古屋市を除く全ての市町村で標準税率を採用しており、名古屋市は減税を実施していることから、市民税が0.3%低い7.7%となっています。

したがって、均等割は県内及び近隣市町村は標準税率を採用しており、所得割についても、名古屋市以外の愛知県内及び近隣の可児市や各務原市も標準税率を採用しているため、犬山市の市民税が高いということはありません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。当市の住民税も県内では、所得が同じならば、名古屋市を除いてどこも同じということを改めて再認識をさせていただきました。私に限らず、ここにいる議員や職員の皆さんは、住民税について、市民から一度や二度は尋ねられたことがあるかと思いますが、これからは、そうでないことを声を大にして申し上げ、

変なイメージを払拭したいと思います。

要旨 2、国民健康保険税についてです。

冒頭に申し上げましたが、税というのは、住民の皆さんにとって決してよいイメージはないと思っています。そこで、ずばりお聞きをいたしますが、国民健康保険税という名称を、国民健康保険料という言い方に変えてはどうかと思います。介護保険料と何ら変わりはないものであり、徴収上の便宜として、税という形式を取っているだけなので、制度的にはそれほど問題はないと思っております。

もちろん印刷物の関係や、市のシステム上の変更も必要かと思いますが、すぐにというわけにはいかないと考えておりますが、イメージを変えて、医療保険なので、皆さんで分担し合うものですよという認識を持っていただくことも、将来的には必要ではないかと思えます。その辺りの見解についてお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

国民健康保険の負担については、医療保険の保険料としての性格を持つものでありますが、市町村の選択により、税の形式を取ることが認められており、事業に必要な財源を確保するため、徴収金の優先順位が高く、徴収権の期間が長い税を採用している市町村が多いようです。

愛知県内の54市町村で保険料を採用してところは、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、設楽町、東栄町の6市町で、それ以外は保険税を採用しています。当市でも、昭和29年に国民健康保険事業を開始したときより、国民健康保険税を採用しています。

国民健康保険税は地方税と規定されており、賦課や徴収について保険料よりも強制力が強いものとなっています。例えば、徴収金の優先順位は、保険税の場合は地方税であるため、保険料より優先して徴収されます。徴収権も、保険料の2年に対し、保険税は5年であるため、納付されない保険税に対して、消滅時効となるまで長く請求することができます。

また、遡って賦課される場合も、保険料が2年であるのに対し、保険税は3年間賦課することができますとされています。

また、還付請求権も、保険税であれば5年であるため、被保険者の還付請求も、保険料の場合よりも、請求できる期間が長くなっています。

こうしたことから、税から料に変更することにより、被保険者が受けるイメージは変わるかもしれませんが、算出される負担額については変化がなく、変更により徴収体制に大きく影響することから、保険税から保険料に変更することは考えていません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 納税に対する消滅時効の期限や遡及不可、それから還付請求権の年数など明確な根拠を示していただいた上で、名称変更の考えがないということでしたので、理解をいたします。答弁ありがとうございました。

要旨 3点目は、都市計画税についてであります。都市計画税は道路、公園、下水道などの

都市計画事業や区画整理事業に充てるための目的税です。当市の場合、市街化区域内にある土地及び家屋が対象で、税率は0.3%です。昨年度の決算では、収入済額として7億6,000万円ほどの収入となっております。

そこで、まずこの収入金額の使途の内訳をお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

昨年度の都市計画税の決算額は7億6,421万4,000円でした。議員がご質問の中で触れましたとおり、都市計画税は市の市街化区域内に土地や家屋などの固定資産を所有する方から頂くもので、都市計画区域内において行われる都市計画事業などの実施に必要な費用に充てるものとされています。

このことから、内訳として、都市計画事業に4億7,880万9,000円を、地方債の償還に2億8,540万5,000円を充当しました。

都市計画事業の具体的な内容は、五条川右岸処理区污水支線、橋中排水区雨水幹線整備などに係る過去に借り入れた企業債の償還元金や利子に充てるための下水道事業会計繰出金となります。

また、地方債の償還については、内田防災公園や羽黒中央公園といった都市公園整備や道路に係る過去に借入れをした地方債の元利償還金となります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。収入の大半は過去の都市計画事業に関わる、いわゆる借金返済ということに充てられている。ここ数年そうであろうと思っております。

再質問をさせていただきます。

さて、平成29年3月に策定された第5次総合計画改訂版、まちづくり宣言別計画の基本施策5で、都市計画税について触れられています。その内容は、「市が推進する施策の進捗と財政状況を鑑みながら、都市計画税の税率等について研究を進めます」と、そういった記述でございます。恐らく先ほど申し上げました、答弁がありましたように、進行している都市計画事業に余り充てられていないことや、道路事業などは市街化調整区域に居住する方も恩恵を受けると、そういったこと、いろんな課題を見据えてのことと推察をいたしております。

しかしながら、昨年3月策定された第6次犬山市総合計画を見てみますと、読み取り方が悪いのかもしれませんが、一切触れていないように思います。税収上、貴重な財源ではあると考えておりますが、税率が0.3%より少ない自治体もありますので、これからの都市間競争ということも視野に入れなければならないと思っております。

そこで、第6次犬山市総合計画で記述が消えた理由と、市として都市計画税の方向性をどう考えているのかということについてお聞きをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

第5次総合計画改訂版では、議員おっしゃるように、行財政運営というテーマの下、自主財源の確保、拡充という施策において、その展開方向の一つとして、税收確保の推進等を掲げ、その中で都市計画税の税率等の研究を進めることも記述していました。

第6次総合計画では、「行財政運営を計画の実現に向けて」というテーマと位置づけ、直面する現状を踏まえ、計画期間内において、支出の抑制と収入の確保の面で不可欠と判断した事柄を具体的な取組の方向性として示すこととしました。

そうした視点で策定を進めた結果、自主財源の確保としては税收に関する記載を見送り、ふるさと犬山応援寄附金のさらなる獲得に向けた取組と、新たな自主財源の確保の研究と導入という2点のみに絞って記載しています。

都市計画税の今後の方向性につきましては、現在、都市計画税が、市が推進する都市計画事業などを実施する上で貴重な財源となっていることから、当面は税率を含め、現状のままと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 前回の総合計画策定時から、一步後退した感は否めませんが、確かに貴重な財源でありますので、当面は見直しの研究を行わないということで理解をさせていただきます。答弁ありがとうございました。

要旨4、森林環境税についてです。

要旨1で答弁がありましたように、現在個人住民税均等割5,500円の中に、東日本大震災の復興として、県民税、市民税にそれぞれ500円ずつ計1,000円が賦課され、徴収されています。経過措置の10年を今月末で迎えるため、この税は廃止されますが、これに代わって、新年度から森林環境税として国税が徴収されることになります。額としては、減額分と同額の1,000円、そして、国からは税收の全額が森林環境譲与税として、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に応じて、都道府県と市町村に案分されるということでございます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目です。令和元年度から先行して、県より森林環境譲与税の交付を受けておりますが、どれくらいの額でこれに変化があるのかどうか。

2点目です。当市としてこの森林環境譲与税を今後どのように使っていくのか、また、この譲与税を市が実施している道路や河川堤防の草刈り委託料として使えないのか、以上、2点についてお聞きをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和6年度から国税として徴収される森林環境税は、市町村と都道府県に森林環境譲与税として譲与され、私有林人工林面積、林業就業者数、人口による基準で案分されますが、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、令和元年度から前倒しで譲与

されています。

犬山市に譲与された森林環境譲与税の額は、令和元年度に317万2,000円、令和2年度に674万円、令和3年度に671万8,000円、令和4年度に866万6,000円、令和5年度に870万円が譲与されました。

令和6年度は、1,070万円の見込みで、譲与される額は年々増加をしており、今後も譲与額が変動するものと見込んでいます。

次に、森林環境譲与税は、間伐などの森林の整備に関する施策と、森林の整備を担うべき人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てることとされているため、市民が森や自然に親しむ機会を通して、森への理解を深めるための事業や、市内の森林の持続的な維持管理等を行う団体への補助事業、木材利用の促進や、利用者が木材に親しむことができるよい機会として、公共施設の木質化に充当しており、今後も、建て替えや建築予定のある学校施設等の整備では、積極的な木質化を図り、その事業費に充当をしていく予定です。

森林環境譲与税を市の草刈りの委託料として使えないかというご提案につきましては、森林を保全するための下草刈りに係る費用には充当できると考えられますが、道路や河川堤防等の草刈りは、税の趣旨に沿わないものと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。令和6年度は、森林環境譲与税として1,000万円ほどが国から配分されるということですが、一方で、犬山市民の皆さんから納めていただく森林環境税の総額は、4,000万円ほどと思っておりますので、返ってくるのは4分の1ということになります。

林業の就業者数が少ないので致し方ないかもしれませんが、ぜひ今後は少しでも多く配分されるよう、また、森林環境譲与税の使い道の自由度が高まりますよう、近隣市町や県と一緒に、国への働きかけを希望したいと思います。

要旨の5に移ります。市の独自税についてです。

昨年12月の中日新聞朝刊、県内版に、常滑市が1泊200円の宿泊税を徴収という記事が掲載されていました。令和7年1月頃から導入する予定ということで、東海3県の自治体としては初めてで、観光振興の財源に充てるとのことです。

観光に係る目的税として駐車場税の導入について、これまで久世議員が何度もこの場で提言や質問をされております。

古い建物を壊して駐車場に変わっていくことは、私としても好ましくないと考えておりますので、大いに賛同するところですが、当局の答弁では、範囲、税額、徴収方法などいろいろな課題があり、可能性の研究にとどまっているのが現状でございます。

一方で、宿泊税という目的税は、宿泊施設も限られているため、対象も明確であります。市は現在、1人1泊につき150円の入湯税を徴収していますが、対象の宿泊施設も限られていますので、これを廃止して1泊につき100円または150円の宿泊税という考え方もありかなと、こう思っております。

駐車場税については、引き続き研究を進めていただくこととし、こうした宿泊税の導入に

ついでの見解をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

安定した財源を適切に確保するということは、持続可能な観光地づくりにおいて非常に重要な視点であることから、積極的に多様な手法を検討、実践していく必要があります。

現在、本市における観光に関連した新たな財源確保の取組としましては、令和6年度中に2つの公共駐車場において、使用料の見直しを試験的に実施できるよう準備を進めております。

あわせて、昨年9月議会で久世議員からご提案のありました駐車場税についても、実現には時間を要しますが、同時に研究を始めたところです。

一方、議員ご案内のとおり、現在、常滑市では宿泊税の導入を検討されています。これは、常滑市内の宿泊施設に宿泊した方を対象に、1人1泊につき200円を宿泊税として徴収し、観光振興の財源に充てようというものです。

宿泊税は、既に他自治体での事例も複数あることから、仕組みとしては実現の可能性を有するものと考えており、観光都市犬山ならではの財源確保の手法の一つとなり得るものと注目しております。

しかしながら、新税の導入には十分な検討と議論の時間を要するものと考えておりますので、実現可能かつ本市にとって最も効果のある財源確保の方法を見極めることができるよう、関係部署が連携して、駐車場税とともに、宿泊税も含め、観光に関する税について研究を始めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。ぜひ早急に研究、検討をいただき、観光客の増加とともに、顕在化してきた渋滞、ごみ問題、騒音問題など、周辺住民の方々の環境整備のための財源としていただければと思っております。

次へ移ります。件名3、成田富士入鹿線前原区間について。

要旨は、工事の進捗状況でございます。

都市計画道路として長期にわたり懸案となっている重点2路線のうち、富岡荒井線が昨年開通し、残るは成田富士入鹿線となりました。今後は、蟬屋長塚線とともに、重点的な整備が行われるものと思っております。

さて、成田富士入鹿線前原区間の暫定道路整備ですが、原市長も県議時代から、積極的に取り組んでいただいている中で、前市長である山田市長が、令和10年4月開通の約束を、愛知県一宮建設事務所から取り付けられ、鋭意進められているものと考えております。

そうした中、昨年8月9日及び今年に入って2回ほど県市担当課の職員による説明会が行われ、前原区の役員とともに、私も地元の議員として出席をさせていただきましたが、現地はそれほど動いていない、そういったことから、市民の方々からどうなっているのかということをよく聞かれます。

この成田富士線は、計画から半世紀以上たち、前原地区の住民のみならず、多くの皆さんが待ち望んでいることでございます。

そこで、こうした場で改めて今後の全体的な流れと、特に新年度の工事予定について確認をさせていただきます。また、現時点で、完成目標年次に変更がないか、合わせて確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

現在、愛知県施工による都市計画道路成田富士入鹿線は、塔野地大畔交差点から前原向井屋敷交差点までの約1キロメートルを事業区間として整備を進めています。

小川清美議員も出席された2月3日と2月17日に、区長をはじめとした区役員を対象として、県より工事の進捗状況を含めた事業説明が行われています。

説明会では、初めに事業区間内で土壌汚染が確認されていますが、その対応については、全ての汚染土を撤去しながら、道路整備を進める方針が示されました。

次に、具体的な工事内容として、仮称であります、楼門高架橋の橋脚工事、汚染土の撤去工事、高架橋の橋台と橋桁の工事及び道路築造工事を進め、令和9年度に完成予定との説明でした。

また、今年度工事の発注状況について県に問い合わせたところ、高架橋の全3基の橋脚工事が令和6年1月に契約され、汚染土の搬出に向けた、大畔交差点からの進入路工事は、令和6年2月に契約済みであると確認しています。

これらの工事は、今後、現地に着手し、令和6年度にかけて実施するとの予定です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。この道路の開通については、先ほど申し上げましたように、前原地区の住民のみならず、多くの皆さんが待ち望んでおられます。現時点では完成目標年は変わっていないということでございますので、令和10年4月の開通式を楽しみに待ちたいと思います。

愛知県一宮建設事務所の皆さんには、しっかり取り組んでいただくことと、そして市担当課の皆さんには、しっかり支援していただくことを期待いたします。

次の質問に移ります。件名4、認知症基本法についてです。

後天的な脳の障害によって機能が持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障を来す状態となるのが認知症と言われています。そして、この認知症は高齢になるに従って増加し、超高齢社会の日本では、約600万人が認知症を患っていると言われております。

アルツハイマー型の認知症の新しい治療薬として、レカネマブというのが開発されたと、そして昨年の12月から保険適用になったといった少し明るい報道もありましたが、今後も高齢化が進み、認知症の人が増えていくことが予想されます。

このような状況の中、今年1月1日から、認知症基本法が施行されました。元旦に発生した地震のため、余り報道はされませんでしたが、この法律に基づき、国は基本計画を策定す

ることになっています。そして、さらに都道府県や市町村にも推進計画を策定することを促すとしています。

市町村は、いわゆる努力義務として位置づけられているということですが、そこで犬山市として、今後どうしていかれるのか、あるいは現在先行して進められていることがあれば、その内容などについてお尋ねをいたします。

一般質問初日の島田議員の内容と一部重複しますが、よろしくお願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、令和6年1月1日に施行された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、国に認知症施策推進基本計画の策定を義務づけています。

この計画では、国の認知症施策の方向性や目標などが示され、都道府県や市町村はその内容を踏まえながら、それぞれの地域の実情に応じ、計画の策定に努めることとされています。

したがって、今後の進め方につきましては、国や県の方向性などが明らかになった後に、策定作業を開始することになります。とはいえ、認知症施策は、認知症基本法や計画の有無にかかわらず、高齢者福祉における重要かつ喫緊の課題だと認識しておりますので、既に独自の取組を展開しているところです。

例えば、令和5年度には70歳と76歳の方、約2,000人に認知症機能の低下などに関するセルフチェックを行っていただき、認知症のリスクが疑われる35人の方には、戸別訪問による確認や物忘れ外来への受診勧奨を行ったほか、9月の世界アルツハイマー月間には、市民の皆様に認知症の理解を深めていただくため、民間事業者や名古屋経済大学の協力を得て、犬山オレンジフェスタを開催し、延べ1,157人の方にご来場いただきました。

今後も引き続き、認知症施策を推進するとともに、令和6年度には認知症の方や、その家族の思いをお聞きするなどし、計画の策定に向けた準備に着手したいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。余り積極的ではない自治体もあるやに聞いております。そうした中で、当市は積極的に取り組んでいくということでございます。ぜひ、他の自治体の模範となるような推進計画の策定を期待をいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

再 開
午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 清風会、14番、沼 靖子です。議長にお許しをいただき、今回3件の一般質問をさせていただきます。

まず、質問1、避難された方にやさしい犬山をつくるためにです。

今回はたくさんの方が一般質問で防災のことを質問されています。私も別の視点から質問させていただきます。

私も被災された地域の日も早い復興を祈りながら、この質問をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

さて、私がこの避難された方にやさしい犬山をつくるということについて質問をすることに決めた経緯、それは私自身の反省も含まれています。避難された方の不安を目いっぱい受け止め、あのときどうしたらよかったのだろう、そしてこれからはどうしていったらいいのだろうとずっと考えていました。

反省はあるものの、まず初めにお礼を述べさせてください。能登から避難された方が、犬山市を避難先を選んでくださり、転入手続の際は、ワンストップ窓口で、本当に丁寧にご対応くださったこと、大変喜んでおられました。職員の皆様に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

ただ、私が悔やんでも悔やみきれないのは、初期の対応でした。経緯を少しお伝えします。

元旦の地震の後、私自分の知り合いの能登に住まわれる方、新潟にお住まいの方、ご実家がおありの方、皆さんに大丈夫ですかとメールをさせていただきました。そこからが始まりです。「うちは大丈夫です」、「親戚が大丈夫じゃなかったけど、今は何とか避難先にいます」、いろんなご返信をいただきました。

ただ、あるご家庭から「大変なことになりました。この先どうしたらいいか分かりません」、お返事を頂きました。途方に暮れたようなメール、そのときは私は本当に安否を伺うだけではあったんですが、日々状況をやり取りするうちに、だんだん深刻な状況が分かってきました。

まずその方は、愛知県供給住宅公社が、避難された方に住まいを提供されるということを調べられて、ああ、よかった、こっちに来られるんだと思ったのです。すぐにご家族がお申し込みに行かれて、市内の県営住宅に住まうことを決められました。「犬山の暮らしはどう。暮らしやすい」と聞かれ、聞かれて答えられる範囲でお伝えはしたんですが、不安ですよ。遠くから離れた場所に避難してきて、幾ら安全は守られてるとはいえ、周りは知らない人だらけで、知らない場所だらけ。故郷のことを思うと、本当に不安が押し寄せる日々だったと思います。

数日後に、公団からの鍵の受け渡しも決まり、まずはお母様だけ避難されることになりました。さあ、犬山に住むよという手続の段階です。そこで、私はサポートをお手伝いさせていただきました。

1月の下旬、転入について、被災された方のご家族が窓口にお問い合わせされたとき、身分証明はありますかと聞かれたそうです。もう一度私も同じように窓口に出向き、同じことを

聞きました。同じ説明をされました。身分証明のことを聞かれたので、やっぱり身分証明必要だそうです。被災された方に伝えました。全部瓦礫の下です。郵便機能も麻痺しています。取り寄せることは無理です。お返事いただきました。もうとにかく状況を聞いてこねばと、すぐに訪問して、そんな事態に大変なことになっているのに、身分証明だのマイナンバーなど言っておめんねと謝りました。

その後改めて、市長から職員の皆様に、寄り添ったサポートをとお伝えいただき、翌週、無事手続に来られました。全ての手続には90分ほどかかりましたが、すぐに午後にはライフラインが開通し、避難からお忙しい日々を過ごされ、体も心もお疲れだったことから、まずはゆっくり休んでくださいねとお別れいたしました。

少し長くなりましたが、そういった経緯があつての中で、一つずつ質問させていただきま

す。

それでは、要旨1です。県との連携についてです。

公団での手続を済ませ、犬山市へ転入の手続をするに当たって、どここの県営住宅が被災者のために受入れをしますという情報をキャッチされていなかったのでしょうか、質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

県営住宅の窓口は愛知県となるため、県と入居者が直接やり取りを行うことから、県営住宅を被災者へ提供する旨の情報は市に入っていない。

一方で、市内に居住する際には、市への各種手続や相談等があるため、窓口で、能登半島地震の被災者であると把握した際には、関係部署の職員が市民課窓口にて、ワンストップで案内を行い、それぞれのニーズに応じた支援を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 答弁ありがとうございます。市民課、防災交通課と回ったときに、どこの係の方も情報をキャッチされていなかったことには、私も驚きでした。今でこそ支援は各地で広がって、転入を決めた方、いろんな各地で避難されてる方が問合せしたときには、さっと動けるような体制が取られているかと思いますが、県が準備していることを市が知らなかったということでは、電話をされた方にとっても、話にはなれません。県への要望など、そういった場面がありましたら、ぜひ、連携が今後うまくいくことを要望いただきたいと思います。強く望みます。

それでは、要旨2に移ります。他市町の支援事例についてお伺いします。

1月の全員協議会でもお伝えいただきました、被災者一覧表、被災者支援一覧表、そしてここで、他市町では、どういった支援があつたかなど研究されたか、参考にされたかどうか、お尋ねいたします。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

今回の事例では、被災者が当市へ避難して居住することを把握した時点で、市として被災者を支援できるメニューを洗い出し、支援一覧を作成しました。このことについては1月19日の全員協議会でも報告をしています。

なお、支援一覧は市のホームページに掲載し、被災者が来庁した際には窓口で配布をしています。

また、その時点では、他自治体の被災者支援一覧で参考にできるものはなく、当市独自に作成いたしました。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。その一覧表が分かりやすかったと、そのお母様はおっしゃっていただきました。本当にこれは犬山モデルという形で、例えば他市町から情報提供を求められたときに、こんなふうにやったよ、こんなふうスピーディーに対応できたよということを、お伝えできる側になるのもいいのかなと思います。

そして日頃から、市の窓口でワンストップ業務を日々されているので、こういうふうにスピーディーに動いていただけたのだなと思っております。

避難者の方を支援する際にも、有事のときこそ、いい情報は公開しあって取り入れて、そういう姿勢でいてほしいと思っております。

ここで再質問いたします。

今後ひょっとしたらこんな支援があるかもしれない、年齢によったり、家族構成によったり、あと災害からどれくらい経過しているかなどでも、サポートの内容、してほしいサポートの内容が変わってくるかもしれません。

その都度、支援を見直す必要についてお考えでしょうか、いかがでしょうか、再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

能登半島地震により被災し、市内に避難した方は現在3世帯を把握しています。人によって被災状況は様々なため、それぞれのニーズに応じた支援が必要だと考えており、既に新たな支援があれば、担当者が直接電話で連絡をしています。

また、今後の支援施策については、他自治体の事例を参考にしながら、必要に応じて見直しをしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。アップデートしていくという意味も込めて、手続したら終わりではない、これでよしにはならない、柔軟な対応を求めます。よろしくお願いします。

それでは、要旨3です。その後、避難者の方々への対応や、新たな課題などはございまし

たでしょうか。ありましたらお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在、当市に避難している人に対して、被災者の方が活用できる支援があった際には、先ほども答弁したとおり、適宜案内を行っています。

その1つに、愛知県弁護士会では、愛知県内に避難されている能登半島地震の被災者を対象に、弁護士による何でも無料電話相談を2月から実施しており、早速チラシを案内させていただきました。

案内の際には、担当者から直接電話をかけ、困り事について聞き取りを行い、避難元での証明書発行事務の遅れなどに関する相談がありました。このような事案は、当市での対応が困難であるため、どのような形で協力できるかが、今後の課題となってくるかと思います。今後も被災者に寄り添った対応を心がけ、定期的に被災者の声を聞き、ケアしていける体制を構築していきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。その被災された方、犬山に住まわれながら、故郷に帰りながら行き来をされているんですが、やはり、気持ちの面でも、向こう側も、被災者側で、被災者避難先で、お友達が亡くなられたり、ご家族で、まだこちらに來れない方がいらっしゃったり、気持ちの面でもやはり、メンタルもやられていると、そういうことも聞いておりますので、手続とか困り事とかいうふうに、そういうふうな言葉が出てこなかったかもしれない場合についても、私もちよくちよくご連絡を取って、どういうことが困っているかということがキャッチできたら、またお伝えできるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

そこで最後に、再質問させていただきます。

先ほどから申していますように、初期の対応で、いつもどおりの窓口対応であったこと、日々の職員の皆様のご尽力であることは大変理解しております。しかし、身も心もくたくたの中、初めて問合せをした市町で、その対応に不安を感じたとはおっしゃっていることも確かです。

では、そこに何が足りなかったのか、どうしてそんなふうになってしまったのか、私も含めて反省点が多々あります。議会が対応していなかったこと、そこにも課題があるかもしれません。

これからのことを考えて、初動対応から何が不足していたか、市長に再質問させていただきます。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

思いのある質問をいただいたと思って、受け止めさせていただいています。

まず、被災された方が犬山市にお出かけをいただきました。お越しをいただきました。お訪ねをいただきました。不快な思いをさせたことに、本当に心から申し訳なく思っていますし、被災地から転入された際の対応の準備が万全じゃなかったということも、反省しなければならないことだと思っています。

そうした中で、能登半島地震を受けて、災害対策の会議、打合せの場が様々あります。その場で常に言ってまいりました。能登半島の被災地、被災者の皆さんに思いを寄せて対応していこうということを繰り返してきました。

でも、それだけではありません。ふだんから困り事があった場合は、どんなことにも丁寧に対応していくように、窓口で徹底するように常に申し上げてきました。でも対応ができなかった。これは反省をしなければなりませんし、次に生かしていかなければならないと思っています。心からおわびを申し上げます。申し訳ございません。

ただ、初動対応には緊急性と危機意識を強く持って動いてまいりました。1月1日の地震発生の後には、関係幹部と連絡を取りました。2日、3日には、市役所で各種対応の確認と準備を行いました。1月4日から仕事始めです。幹部連絡会では、被災地支援を積極的に行う様々な体制を確認、そして指示をしました。その後一日も早い被災地の復旧に少しでも役立てるよう、多くの職員を被災地に派遣をし、支援活動を重ねています。今後もその姿勢、対応は変わりません。ずっと続けていきます。

また、被災地から犬山に避難している、居住することを把握して、準備は足らなかったものの、全庁的に被災者の皆さんを支援できるメニューを洗い出すこと、そして一覧にすることを指示をしました。そして一覧表となりました。対応は、沼議員がおっしゃってくださったように、ワンストップで対応をしています。

愛知県内では、犬山市が独自に最初に取り組み、今はその取組は県内でも5市ほどだというふうに認識をしています。市の職員は本当によくやってくれています。

さらに、被災者皆さんに寄り添った対応を、その後も心がけているつもりです。部長から答弁がありました。弁護士会のお話です。その状況を実施をしてすぐ、被災地、避難されている方に直接電話をしてお知らせするように指示をしました。弁護士会からは、早い対応に評価と感謝を頂いているところです。被災された方にも、その連絡を受けて感謝をされました。ありがたがられましたという報告を市の職員から受けています。

被災者皆さんは、住み慣れた地域や人に愛着がある中で、命と健康を守るため、そして生活をするために、どこに避難をするんだという中で、犬山市を選んでくれました。復旧に時間がかかれば、これからさらにいろんな課題が出てくるんだと思っています。仕事のこと、子どもの教育のこと、生活再建のこと、もっと言うならストレスのことなど、様々だというふうに思っています。その対応が我々に求められているのだと思っています。

さらに申し上げるのであれば、故郷とのつながりが途切れないように、戻りたいときに戻られるよう、住んでいた自治体との連携をこれから我々が担っていく必要があるのだとも思っています。

犬山市に避難された皆さんへは、犬山に来てよかった。犬山が好きになったと思ってもら

えると、心からうれしく思います。そうなれるよう、そのために様々な不安が少しでも和らぐよう、引き続き寄り添った対応に心がけていきたいと思っています。

沼議員は、被災された方の声を直接聞くことができます。いろいろ調査をし、提案いただくことができます。ぜひ安心・安全な犬山での生活ができるように、犬山市と一緒に行動、そして考えを共にしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。強い気持ちのこもったご答弁、私も同じ気持ちです。犬山に避難してよかった、こんなふうには犬山でやってもらった、故郷に帰られたときにもそうお話ししていただいているそうです。そこで、亡くされたご主人のことを思いながら、息子さん、娘さんが犬山にいらして、犬山ってこんなとこなんだね、そういう話もお伺いしております。そういう話から徐々に、気持ちの安定や生活を取り戻すことも第一歩なのかなと思っています。私たちも一緒に考えていきます。これからどうぞよろしくお願いします。

では、次の質問に参ります。質問2、教育現場における避難訓練についてです。

まず、学校の避難計画についてでございます。

私たちの小学校時代は、いついつ避難訓練するよと、事前に予告があった記憶でございます。今、子どもたちにお聞きすると、こんな時間に訓練来たよ、訓練できたよ、教室じゃなかったよと教えてくれます。放課中だったよ。

学校で行われている避難訓練について、どういった避難訓練をしているか。また、最近の現状も含め、工夫などありましたら、お聞かせください。

児童生徒は学校だけでなく、登下校中ということもあります。登下校時の対応も併せて質問します。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

市内全ての学校において、火災や地震などの防災計画及び対応マニュアルを作成し、学校ごとに、子どもの発達段階に応じた防災訓練や防災教育を行っています。

具体的な取組としては、避難経路の確認、地震や火災を想定した避難訓練、シェイクアウト訓練、沿道救助袋、消火器などの防災体験活動の実施、非常時を想定した引き取り訓練など、地域や学校の実情に合わせて、それぞれ取り組んでいるところです。

登下校時の対応につきましては、防災計画やマニュアルなどの中にも、対応の仕方を定め、教職員間で確認するとともに、通学路の危険箇所や、子ども110番の家の確認、災害時の安全確保の方法などについて、児童生徒に指導しています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。ぱっと体が動く、判断するというのも、日々の訓練のたまものかと思います。ちなみに1月1日、私は自分の子どもと離れた場所に

いました。子どもは祖父と一緒にいたのですが、どういうふうにご過ごしたのと聞いたら、僕はこたつの中に隠れたと言っていました。大変暑かっただろうと思いますが、おじいちゃんのほうがうろたえてしまって、学校でやったからそうやって思い浮かんだんだよと自慢げに話してくれました。本当に学校で想定している中でやるのと、私も家では何も教えてなかったもので、やったことある、訓練したことあるというのは、やはり大きな経験なんだなと実感しました。

そして、その後です、障害をお持ちのお子様のお母様とお話する機会がありました。そのときにお母様が心配されていたのは、自分の子どもはほかの子と同じように避難できるのだろうかというところです。みんなと同じ行動が取れないときの場合、そういうときはどう避難訓練するんだろうと不安になられていました。

避難所の工夫はよく聞きます。避難所での、こういうふうにとやたらいい、避難所はこういう設備がある、いやしかし、でもまずは避難だ、そこにたどり着けなきゃ意味がない、そう思われたそうです。

ここで再質問いたします。

市内小中学校で避難を要する子どもたちの避難体制はどうなっていますでしょうか。そして避難訓練中、訓練後、出てきた課題や反省点などは共有されていますでしょうか、再質問します。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

特別な支援を必要とする児童生徒についても、避難訓練や防災体験活動には、それぞれができる範囲で参加しています。避難訓練では特に自力での避難が困難な児童生徒については、担当職員を決め、いざというときに確実に避難できるように計画し、訓練を実施しています。

また、パニックが予想される児童生徒については、事前に訓練があることを伝えたり、近くに教職員を配置したりして、安心して取り組める工夫をしています。

訓練実施後には、教職員で訓練の様子を振り返り、学校防災委員会などを開いて、課題を共有し、必要に応じて、防災計画や対応マニュアル、訓練の実施方法などを見直しています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 答弁ありがとうございます。実際、音に敏感であったり、とっさのことにパニックになってしまったりということは、有事の際には起こり得ることだと思います。そして、歩行が困難であったり、車椅子や杖を使っていると思います。その移動を補助する車椅子の大きさ、重さも体の大きさに応じて変化していきます。

そのサポートする人数が変わったり、実際先生たちが、現場の方たちが運んでみるというような現場での工夫も必要かと思います。誰が誰を避難させるという個別のマッチングがあってもいいのかなと。それを保護者の皆さんに伝えることでも安心されるのではと思っております。ひとまず誰一人残さないよう訓練を、学校を挙げて継続して行っていただけますよう、保護者の立場からもお願い申し上げます。

続いて、要旨2です。学校生活が終わった後は、次、児童クラブに行く子がいると思います。その児童クラブでの避難計画について伺います。

子どもの人数であったり、子どもの年齢が日々変動している場所ですので、緊急連絡が必要なときへの対応も含めて質問させていただきます。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

児童クラブの避難体制については、クラブごとに作成する運営計画の安全管理で、避難訓練計画について明記しております。避難訓練計画の内容としましては、毎月の訓練内容、避難場所、避難方法、職員が担う役割分担などについて記載しており、この避難訓練計画に基づいて、各児童クラブで避難訓練を実施しております。

また、保護者への緊急連絡方法としましては、通年利用者、長期利用者それぞれに、児童クラブ入会の際の申込書に、緊急時に連絡可能な方3人の連絡先を記入していただいております。緊急連絡先には、お子さんの体調に変化が見られるときや、災害のような緊急時に使用しております。合わせて一斉のメール配信もありますので、災害時には状況に合わせて対応していきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 答弁ありがとうございました。再質問いたします。

児童クラブには、先ほど教えていただいたように、長期休暇といった時期がございます。長期休暇だけ利用する子、ここでもまたクラブを運営いただく指導員の方や補助員の方の人数だったり、アルバイトの方が入ってきたり、子どもの人数、年齢も大きく変動することと思います。

その場合の中で、どういう避難訓練が行われているのか、どのように動いているのかを再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

児童数が増える長期学校休業日の期間においても、通常どおり避難訓練計画に基づき避難訓練を実施しております。また、避難時の職員の役割については、運営計画の安全管理において示しており、アルバイト補助員の雇用時に、職員の役割について確認を行っております。長期学校休業日期間における避難訓練計画についても、特に変更点はありません。そのため、長期学校休業日期間の避難訓練時には、アルバイト補助員が避難誘導の補助をし、子どもたちが安全に避難できるようにしております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。聞いておって、月1回やっていると、訓練は本当、通常どおりでなければならないと、同じことを繰り返すことが必要なのだな

と強く思いました。

4月からまた新入生が多く入る時期だと思います。引き続き、子どもたちの安全のため、運営して下さることに感謝し、避難訓練については質問を終わらせていただきます。

それでは、質問3に移ります。羽黒のまちづくりについてでございます。

要旨1です。羽黒出張所、学習等供用施設について、利用状況について質問します。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

出張所の取扱い業務としては、住民票の写しや各種証明書の交付、税、料金の納付、各課への申請書、申請書類取り次ぎ、その他各種相談等を多岐に行っており、多くの方々が来所されています。

令和4年度の羽黒出張所の来所者数は1万295人で、1日当たり約40名の方々が来所されています。

曜日や時間帯によっては、来所者が重なり、窓口でお待ちいただくこともありますが、常時そのような状況ではなく、比較的スムーズな窓口対応ができています。

学習等供用施設は、学習室や集会室、休養室などを備え、学習及び文化活動を通して、生涯学習の場として、こちらも多くの方々にご利用いただいております。

令和4年度の羽黒地区学習等供用施設の利用者数は1万850人で、1日当たり約36名の方々が利用されており、特に火曜日と木曜日は利用者が多い状況になっています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございました。意外と多くの方が、まだまだ参加されている企画に、出張所、隣の学習等供用施設もいつもいっぱい車が止まっているのを目にするので、たくさんの方が利用されていることが、とても羽黒がまだまだ元気だなということも私も数字をいただいて実感しております。

本当に羽黒出張所、あの場所があることで、私含め、近隣住民は大変助かっております。羽黒住民としましても、国道41号線を越えてここまで来るというのも、何だか時間がかかってしまうような気がして、出張所で済ませられることは済ませてしまいたい、そういう利便性はございます。

羽黒に住み続けて、ほぼ毎日出張所の前を行き来するんですが、住まう人の層が変わってきたのか、子育て世代は大きなワンボックスカーを所有しておられたり、大きな車が出張所の前で、出入りに時間がかかっていたり、奥側は学習等供用施設の利用者の皆さんが駐車しているのをよく見かけます。

パズルのようにうまくことを組み合わせながら駐車場を利用されているなど、皆さん工夫して止めているんだなというのは思っておるんですが、譲り合いながら止めているんですね。出張所と学習等供用施設の建物、そして駐車場との距離も密接しているので、ちょっと車を入られたときも切り返すのもやっとなという感じも見かけます。

富岡荒井線のアクセスからもよくなったのも影響しているのかなと思います。市長が先日の町内会で、私が同席させていただいたところで、道は渋滞解消ではなく、まちづくりなのだとおっしゃっていたことも本当にうなずけます。

今年度の予算にも、出張所の機能拡充ということが示されており、より市民の皆さんの利便性につながることも期待しております。

ここで再質問いたします。

先ほどより駐車場というワードを私、たくさん入れておるんですが、取り扱う業務が拡充されるということで、利用者様も増えるのかなと考えられます。そして、駐車場も拡充を検討すべきではと思っておるのですが、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

羽黒出張所と羽黒地区学習等供用施設は同じ敷地内にあります。駐車場の区分けとしては、出張所用として3台分、学習等供用施設用として12台分としていますが、混雑時の譲り合いやお互いの施設の休館日等は区分けなく利用しています。

しかし、曜日や時間帯によっては利用者が集中し、一時的に駐車することが困難な場面もありますが、常時そのような状態ではなく、利用者の方にもこのような状況もあることをご理解いただいております、特にトラブル等も起きていません。

今後も混雑が予想される場合等は、小弓の庄など近隣公共施設の駐車場を案内するなどしながら対応していきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質問、ご答弁ありがとうございました。先ほどから申し上げているように、車を使う方、歩いて移動される方、住まう人の層、所有する車の大きさなども、日々令和に入って変化しているのも事実です。そこも考慮して、今、再質問でご答弁いただいた、台数だけの話ではないということも念頭に置いていただきたいと思います。

事故、今はトラブルはないということですが、そういう事故やトラブルにつながってもいいけません。そのつながる前に、拡充するという機能は準備したけれど、来る人への配慮という点からも、引き続きご検討くださることを問題提起させていただきます。

要旨2に移ります。

先ほどの駐車場問題は、住まう人の利便性という点から質問させていただきました。要旨2では、羽黒へ来訪される方への駐車場についてでございます。

近年、大河ドラマの影響もあり、羽黒という地名に興味を持てくださる方が本当に増えてきました。羽黒地区では、羽黒城址、磨墨塚、古戦場、鳴海神社、小弓の庄など、多くの文化資源があります。ここまで盛り上げてくださったのは、羽黒のコミュニティの皆様、あと梶原顕彰会の皆様、婦人部の皆様、長い年月をかけてのご尽力あつてのことです。

そういうこともあって、羽黒のここに行ってみたいと思っても、駐車場がないでしょうと、どこに止めていいかわからんのだわという声も聞きます。羽黒の外から興味を持っていた

けること、羽黒が愛されているなとうれしく思う反面、来訪者の方々への駐車場不足も感じております。

時々羽黒を一周してぐるっと見渡しに行くんですが、空いている駐車場、市の管理する空いている駐車場が目に入ってくるんですね。例えば、文化会館、南部公民館、するすみ広場、羽黒中央公園などです。こちらを、羽黒を訪れる方々に開放してはどうかと思いますが、いかがでしょうか、質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

市民文化会館や南部公民館、エナジーサポートアリーナなどの施設駐車場は、施設利用者のための駐車場であり、利用者が優先されることが原則です。平日は土曜日、日曜日に比べて空いていることが多いですが、平日であっても、催事が開催され、駐車場が満車になるケースはございます。そのような中で、施設利用者以外の方でもいつでも利用いただけますと、公に申し上げることで、トラブルが発生する可能性があります。その場合、利用者、観光客双方にご迷惑をおかけすることになります。

これまでも、羽黒周辺のイベントなどで、施設の駐車場を利用できないかと相談をいただくケースがありましたが、直前になって施設の利用予約が入るケースもあり、その場合、急な連絡調整ができないことからお断りしており、同様の理由で、利用者以外に駐車場を開放することは考えておりません。

ただし、するすみ広場の駐車場につきましては、するすみ広場の利用者のみならず、磨墨塚史跡公園の駐車場として既に利用をいただいていますので、羽黒を訪れる来訪者の方向けに、改めて利用のご案内をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。過去の議事録を見ていて、ヒトツバタゴの自生地についての議論があったんですが、観光資源としての駐車場や周辺整備の必要性には、私は肯定的な議論だなと、そういう印象を受けました。やはり、お越しいただくということには、駐車場整備や、そういった資源を活用する環境の整備が必要なのかと思っております。

ここに駐車場を造るよというのは、これからのやり方ではないかなと、財源には限りがございますので、そういうお金のかけ方ではないと思っております。

ご答弁にもありました、するすみ広場の駐車場、まずはこちらを周知していただけたらと思います。南北を横切る県道の真ん中に、私は羽黒があると思っております。そんな、ふらっと立ち寄れる羽黒、気軽に寄ってもらえるようなまちづくりがあってもいいのかなと。城下町とは違うまちづくり、羽黒だからできるまちづくりを、私も一緒に考えていきます。

それでは、要旨3に参ります。ウォーキングトレイルについて現状を伺います。

間もなく桜の季節に入ります。五条川と尾張富士、小弓橋、毎年たくさんの方があの場所を見に来てくださいます。山と桜の眺望のマッチングなのか、最近では海外の方の姿もあ

スポットにいらっしゃるのは、私も最近はこちらも有名になったなと自負しております。

さて、五条川のウォーキングトレイルについて、過去の議事録を確認してまいりました。多くの費用と時間をかけて整備されてあることが理解できました。そして、整備したからには、今後活用していくことが必要と考えております。

そこで、ウォーキングトレイルの現状ということで、現在、整備後の利活用について、市としてどのように活用しているのかを質問いたします。

桜のシーズンには、大口町、岩倉市の桜並木と引けを取らない、駅からすぐ近くのところから、桜を見ることができる、アクセス良好なポイントだと思っております。市外の人にも、このウォーキングトレイルをPRできないかという点について質問いたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

平成18年に作成し、現在、第5版まで改訂しているウォーキングマップ「ちょこっと歩こう犬山」では、市内11か所のウォーキングコースを紹介しており、その中の一つに、ご質問のウォーキングトレイルを含む五条川桜並木コースを設定しています。

市では健康づくりとウォーキングマップのPRを兼ねて、市民ボランティアである犬山市健康づくり推進協議会とともに、マップに掲載されているコースを中心に、年に10回程度、どなたでも参加できる1時間程度のウォーキング事業を行っています。

この五条川コースは、桜並木が美しいことから、毎年春に開催するよう設定しており、30から40人近くの参加者が、五条川の見事な桜並木を見ながらウォーキングを楽しんでいます。

「ちょこっと歩こう犬山」のウォーキングコースは、市のウォーキングアプリ「てくてく」にも掲載しており、ウォーキング事業の案内も併せて行うことで、市民に限らず、市外在住の方にもコースを知っていただき、ウォーキング事業にも参加いただいています。

また、市内全域についても、市が把握しているコースについては、市のホームページ上でウォーキングマップとして掲載しているところであり、引き続き、市内外を問わず、ウォーキングを通じた犬山市の魅力を発信してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。実際私も「てくてく」を試してみまして、ウォーキングイベント情報が入ったり、雨による中止のお知らせが入ったり、歩かない日が続くと「最近歩いていませんね」といったようなメッセージが出てきて、アプリすごく楽しいなと思って見ております。

話は変わりまして、近年、自ら健康づくりのためにウォーキングしている方々も多くいらっしゃいます。先日の市民との意見交換会のテーマになった、民生文教委員会でテーマになった心の健康にも、ウォーキングや散歩といった意見が多く出ました。木曽川の自然歩道や五条川のウォーキングトレイルが好評だということも分かりました。

ほかに私のエピソードになるんですが、ウォーキングトレイルではベビーカーや抱っこひ

もを使ったお子さん連れの方、シルバーカーで散歩しておられる方もお会いします。現に私も子どもが乳児のときに、産院で知り合った市外の方、市外の友人を誘って、五条川をベビーカーで散歩させていただきました。景色もよく、舗装されているので、ベビーカーへの衝撃も気にせず、子育て中のお母さんたちを連れて、ハイキングというか、ピクニックをした経験がございます。自然の中でストレスなく散歩できるというところが、よかったなと思っています。

では、利活用について、さらに踏み込んで再質問させていただきます。

最近ではランニングをする人、昼間はお仕事に出かけ、夕方や夜間にランニングされる方を見かけます。ランニングされている方にお聞きしますと、真っすぐで見通しがよい、車の通りも少ないというところが、走りやすさでもあるそうです。

私も先日、夕暮れ時から夜にかけて、五条川沿いに行ってみたら、急にぽつっと明かりが減るんですね。ウォーキングトレイルを夜間にも利用できるような、安全面などへの配慮、明かりの工夫などができないかなと思ったのですが、いかがでしょうか、再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

羽黒のウォーキングトレイルは、大部分が五条川沿いの河川管理用堤防を利用し、整備されています。河川管理上、工作物の設置が認められないため、街路灯を新たに設置することができなく、夜間には暗い区間があることをご理解ください。

しかしながら、現在、ウォーキングトレイル沿線上に街路灯がない中電柱、N T T柱がある場合は、その電柱を利用して新規に街路灯を設置できる可能性はあります。したがって、設置したい箇所の周辺に住宅や農地がある場合は、隣接者の設置承諾を受け、地元から土木要望申請により、街路灯設置を検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。働き方改革の影響であるかと思うんですが、早く帰宅できた方だったり、健康維持やストレス解消のための手段としてウォーキングやランニング、大変いいことだと思います。

市長の施政方針でもありました住むまち犬山、今、犬山に住んでいる人、そしてこれから住む人が活用できる資源に、今のご答弁で言いますと、光だと電柱の要素があったり、電力の供給とかいう場面が問題になっているということをお伺いしましたが、これから何がプラスアルファできるかなということを考えていくことも、これからのまちづくりに重要なことかと思っています。ハード面での整備は終わります。ハード面の整備が終わった後、次に考えていけるような、そういった目線でまちづくりを活用できるようなことにフォーカスしていけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後１時まで休憩いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後１時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

再 開

午後１時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。１番 丸山幸治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、
申出がありましたので、これを許可いたしました。

１番 丸山幸治議員。

◎１番（丸山幸治君） １番、丸山幸治、議長のお許しをいただきましたので、２件の一般質
問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

１件目、小牧のハイウェイオアシスについて。

今年秋に中央自動車道の小牧東インターチェンジと小牧ジャンクションの間に新しいイン
ターチェンジ、名称は、小牧オアシスインターチェンジが開通するという報道がされてお
ります。場所は、四季の森のすぐ隣で、犬山市から車ですぐに行けるところでございます。

開通すれば、全国から車で来る方にとって、犬山観光の新しい玄関口になると思います。
ここに、伊勢湾岸自動車道沿いにある、刈谷のハイウェイオアシスの敷地面積17ヘクタール
の約1.5倍に当たる26ヘクタール、東京ドーム5.6個分という広大な新しいハイウェイオアシ
スがオープンするそうです。

立地的に見ますと、名神養老サービスエリアから48キロ、東名恵那峡サービスエリアから
47キロ、東名上郷サービスエリアから40キロと、大きな休憩場所のちょうど中間に位置して
おり、また、一般道からの出入りも可能であることから、立ち寄るドライバーは非常に多く
なると予想されております。

また、もう一つ、ここで注目すべきは、これまで犬山のお土産を買うことのできる大きな
サービスエリアが近くになかったということでございます。

公開されている事業計画を見ますと、オアシスは大きく、サービスエリアとオアシスパ
ークという２つのエリアに分かれており、それぞれに商業施設があり、その中に、店舗、特産
品売り場、レストラン、フードコート、温浴施設、コンビニ、ベーカリーカフェなど、多数
の商業施設が入店する予定とのことでございます。

サービスエリアのほうの商業施設は、建築面積6,238平米、オアシスパークエリアの商業
施設は、建築面積3,395平米ということで、合計すると9,633平米と、１万平米に迫るような

広大な商業施設がオープンすることになります。

商業施設としての規模もさることながら、さらに注目すべきは、オアシスパークエリアの運動レジャー施設です。スケートボード、BMX自転車競技、スケートリンク、屋内のスポーツライミング施設などの施設は、世界大会の開催基準を満たし、全国から、これらの競技の関係者が集まることが見込まれているとのことでございます。

また、温浴施設のほか、ふれあい動物園、アスレチック施設、巨大迷路、バーベキュー広場、ドッグランなど、魅力的なコンテンツが充実しており、近隣はもちろん、遠方からの観光客も多数見込まれております。

年間の来場者数の予測は、刈谷オアシス同等の約700万人、施設全体の売上高は約100億円と見込まれております。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンや、東京ディズニーランドの年間来場者数が、年間約1,200万人とのことですから、700万人というのはやはりすごいと思います。

オープンする秋になれば、メディアはこぞって報道するでしょうし、当面は観光の注目を集めることが予想されます。

以上のとおり、犬山市と目と鼻の先の場所にこのハイウェイオアシスがオープンし、また、犬山に来るのに便利なインターチェンジが新たに開通するわけですが、犬山市にはどんな影響があるか考えてみますと、様々な期待が湧いてきます。

犬山に立ち寄る観光客の数、または宿泊客が増えるのかもしれませんが、商業施設内にご当地商品の販売スペースがございますので、こういうところに犬山の産品が置ければ、産品の売上げも期待できます。

また、犬山観光の帰り道のお土産を買う場所として利用されることも期待できますし、情報発信をすることによって、広く犬山のPRができる可能性もあります。いずれにしても、目の前に700万人、年商100億円が見込めるような施設ができるわけですから、その数%でも犬山の観光に誘導できるよう、また犬山に興味を持っていただけるよう、何らかのアクションを起こすべきではないかと考えます。

ついては、質問1、要旨1です。

この小牧ハイウェイオアシスについて、犬山市の情報発信や観光への誘導などにおける連携は考えているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ただいま議員より詳しくご紹介のとおり、今年の秋以降に、小牧市内の中央自動車道沿い、小牧東インターチェンジと小牧ジャンクションの間に、愛知県内で3か所目となるハイウェイオアシスがオープンすると聞いております。

敷地面積は約26万平方メートルで、公園やスポーツ施設、飲食店等、様々な施設が整備されるとのことであり、非常に大規模かつ集客力のある施設になると思われます。

こうした巨大な施設が、本市に隣接する小牧市に整備され、多くの方が訪れると予測され

ることから、本市の観光にとっても誘客の好機になるものと期待しております。

完成後には、本市の観光情報を効果的に発信できる場所になり得ると考えておりますので、機会を捉えて活用させていただき、観光地、犬山のブランディングと来訪につなげられるよう、運営会社など関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。スポーツ施設の利用者や大会参加者など、犬山に宿泊客を誘導できるような可能性もあるかもしれません。人の集まるところにはビジネスチャンスがあると思いますので、ぜひとも積極的な取組をお願いいたします。

それでは、質問の2件目に移らせていただきます。

五条川の美化、河川ごみの分別についてでございます。

五条川の両岸の道路脇について、草が伸びる時期になると、市が除草していただいているわけですが、草を刈ってもらえるのは、川ののり面の途中までです。そこで、なぜ市は川底まで除草してくれないのかという質問を頂くことがございます。

私が、川の管理者は市でなく県だということを説明いたしますと、責任逃れのように感じるのか、余りよい反応をしていただくことができません。市民からすれば、きれいに管理してくれれば、管理権限の所在はどこでも構わないという気持ちがあるのだと思います。

そこで、確認の意味で質問をさせていただきます。

河川の管理について、県と市との具体的なすみ分け、役割分担について説明をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市内には約100本の河川があり、1級河川、2級河川、準用河川、普通河川などの河川区分がされております。愛知県が管理する河川と、犬山市が管理する河川に分かれております。具体的には1級河川、2級河川については県、準用河川、普通河川については市、財産、機能管理を行うことが原則となります。

しかし、県管理の河川敷にある管理用堤防を、犬山市道として利用している部分は、市が道路部分を管理し、さらに道路の安全かつ円滑な通行を確保するため、路肩から1メートルの範囲について、道路管理者である犬山市が草刈りを実施しています。

議員ご質問の役割分担という考え方ではなく、河川管理者として、県、市ともにそれぞれが洪水による災害の発生を防止すること、流出の正常な機能を維持すること、河川環境の整備と保全を図ることを目的として、河川の管理に努めております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。市は、ご答弁のとおり、河川の管理というよりは、道路通行のため、路肩から1メートルの範囲まで草刈りをしてくださっております。特に、羽黒の五条川両岸は、地域の多くの方々が毎日通行されるので、非常にありがたいと思います。

続きまして、次の要旨に移ります。

県によって、五条川のしゅんせつが計画的に行っている状態ですが、資料にお配りいたしました羽黒橋の東側、特に踏切を越えた堀田橋以降は、まだまだ非常に雑草が多い状態になっております。この辺りは人通りも多く、非常に目につきやすいため、羽黒の多くの方が残念な思いをされており、そのお声をよく耳にいたします。

よく比較に出されるのが、同じ五条川の大口町のほうで、遊覧船が出せるほど水位が高いわけですが、羽黒の辺りでは、水が流れているところよりも陸地となっている場所のほうが広いくらいに、川を流れる水が少なく、非常に草が生えやすい状態かと思えます。

これがもし土が表面に出ないくらいの水位であれば、こういう雑草の生え方にはならないと思いますが、五条川も下流のほうに行くにつれ、いろんな川や用水が合流するので、下流の水位の安定、安全のためには、上流の犬山、羽黒辺りの水位が低くされるのであっても、それはやむを得ないとは思いますが。

しかし、同時に、もし下流のために、上流の犬山市の水位が低いという側面があるのであれば、犬山市が五条川のしゅんせつを催促しても、それはわがままではないかと思えます。最近、リスパックと佐藤病院の近くを大変きれいにさせていただきました。大口川の下流も散歩される方が多いので、きれいにさせていただくのは大変重要でありがたいのですが、資料の写真のような、羽黒方面も早くしゅんせつしてほしいという声が多く、今回の質問とさせていただきます。

それでは、質問でございます。

五条川のしゅんせつの進行状況と今後の予定について、情報がある範囲でお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

五条川のしゅんせつ状況につきましては、愛知県の管理河川であることから、県に確認したところ、今ご紹介のありました令和4年度は、五条川と半ノ木川が合流するエリアで実施されております。今年度は、市道犬山公園小牧線、三日月橋から下流の大口町境の富士見橋までの区間をしゅんせつ実施しております。

今後の予定として、令和6年度は、上流部になる市道富岡荒井線前川原橋から下流の小弓橋までの区間の実施を予定しているとのことで、河川のしゅんせつの実施については、管轄する河川の状況や、市の要望を勘案し、施工範囲を決定していくと聞いております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。令和6年度は、市道富岡荒井線の前川原橋から小弓橋までしゅんせつしていただける予定だということをお聞きできて、非常にうれしく思います。ちょうどたまたま資料の写真の箇所が含まれております。狙ったわけではございませんが、誠にありがたいと思います。

前期と今期にやっていた大口川の下流のほうも、もちろんありがたいことですが、やはり羽黒の住宅地域のしゅんせつも要望が多いので、非常にありがたいと思いま

す。しかし、まだまだ羽黒の方々から、さらに上流のしゅんせつを待ちわびている声もございます。

先ほどの答弁で、県は市の要望も勘案して、施工範囲を決定していくとのことですので、これから市民の方から要望があったときには、土木要望等をどんどん上げていただくようお願いしたいと思います。そういうお声に耳を傾けていただき、ぜひとも犬山市の五条川も、桜の名所百選に選ばれている大口町に負けないようなきれいな川にできるよう、今後とも県への要望をよろしくお願いいたします。

続きまして、要旨3です。

毎年恒例になっておりますが、今年も羽黒コミュニティのほうで、5月にクリーンタウン羽黒を開催することが決まりました。これには昨年も319名の方の参加をしていただくなど、多くの方に参加していただいております。今年はコロナも明け、ますます大勢の方に参加がいただけるかと思っております。

このほか、羽黒コミュニティ単体による草刈り、婦人会の皆様、流域の町内会の皆様など様々な皆様が五条川の美化を願う清掃を行っていただいております。

さて、川でゴミ拾いをすると、最近よくあるゴミとしまして、コンビニのレジ袋の中に、コンビニ弁当の容器と空き缶、ペットボトルが混ざったもの、縛られて丸まった状態で、そのまま川に放られている。ファーストフード店等のテイクアウト用の袋に、そのまま中身ごと入って放られているもの、また、たばこの吸い殻の詰まったコーヒーなどの空き缶、中身の残ったままのペットボトル、ぼろぼろのビニール傘、大変胸の痛むような状況でございます。

拾う人は、赤い可燃ゴミ用の袋を持っている人、青い不燃ゴミ用の袋を持ってる人、ともに取りあえずそのまま袋に入れていきます。それで、ゴミ拾いが一通り終了しますと、その袋をスタッフが回収して、一般参加者の皆さんは終了となり、お帰りになります。運営側のスタッフが、この後の分別をいたします。コンビニ袋などは一つ一つ開けてまいります。

川のごみの分別方法は、可燃と不燃と粗大ごみの3種類に分けることが主となっております。川で拾うごみは基本的に汚れており、ごみの集積所付近に水道もないため、ゆすいで洗浄することができません。中を洗浄できない以上、基本的には全て資源ごみにできないわけで、見た目がきれいに見えても、ペットボトルは全て可燃ゴミ、空き缶は全て不燃ゴミという扱いをしております。

それだけの判断であればスムーズなのですが、分別に慣れた方、よく分かった方が行う分には、これらは負担になりません。しかし、慣れない方が分別に参加されますと、時間がかかる場合がございます。それは、可燃、不燃、粗大のほかに汚れたペットボトル、汚れた空き缶、プラごみなど、家庭ごみと同じく、細かい資源ごみとしての分類を一生懸命される方が多くいらっしゃいます。

可燃でも不燃でもない袋、スーパーのレジ袋などに汚れた缶だけの詰め込んだもの、汚れたままでラベルもはがしていないペットボトルだけを集めて詰め込んだ袋、こういう袋が出来上がることがございます。もちろん、結局そのままでは回収していただけませんので、そのままペットボトルは可燃、空き缶は不燃に入れることとなります。

ボランティアのごみを分別するような方々なので、とても真面目な人が多く、日頃から家庭での資源ごみの分別への意識は非常に高い方が多いです。一見きれいなペットボトルを可燃ごみ、きれいそうな空き缶を不燃ごみに分別することに違和感や抵抗感、罪悪感を感じる方もいらっしゃいます。

一見きれいに見えるペットボトルや空き缶は必ずリサイクルすべきであると考え、資源ごみにするため、本来なら全てを自宅などに持ち帰り、洗って資源ごみに出すべきだという意識が生じます。私も毎回それは思います。しかし、量が多いので、それを毎回全てやろうと思うと、なかなか現実的ではなく、また、やはり見ず知らず、しかも不法投棄をした人の、どういう汚物が入ってるかも分からないごみを家庭に持ち帰ることに対する抵抗もございます。大変なジレンマがございます。

準備から清掃作業、ごみの回収までのプロセスを終了した後、そういった分別の作業負担があり、肉体的、精神的にございますので、それらを軽くしていくために考えられる解決策は、2つあるのではないかと私は考えました。

1つは、河川ごみのごみの分別に慣れること、そして理解を深めること。

2つ目は、大規模で多くのごみが出るような河川清掃については、ごみを集めるところで終了し、ごみをそのまま業者等に引き取ってもらうことだと思います。

ここで、要旨3の質問でございます。

分別前のごみをそのまま引き取る廃棄物処理事業者もございまして、そういった事業者を都会の民間企業が清掃したときに利用したりするケースがあると聞いております。そういう事業者を活用するかどうかという方法論は別にしましても、大量にごみが出るような大規模な河川清掃した場合におけるごみの分別を、そのまま市にお願いできないでしょうか。難しいとは承知ですが、確認の意味を兼ねてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では、公共的空間の清掃活動をボランティアで行う場合には、ごみ袋の支給やごみなどの回収を実施しています。令和4年度には計265団体、延べ約1万8,000人という大変多くの方に、年間を通して実施していただいております。ボランティア活動で集めていただいたごみの回収につきましては、通常の集積場からの回収と、市職員である不法投棄パトロール員が、活動実施日の翌日または翌々日にかけて回収を行っています。清掃活動にご参加いただいているボランティアの皆様には、この場を借りて感謝を申し上げます。

ボランティアによる清掃活動で集められたごみの分別を市が実施する場合、職員等による実施、または外部に委託することとなりますが、市が分別するのであれば、特定の場所、団体だけでなく、全ての活動を対象にする必要があります。その場合、先に述べましたとおり、ボランティア清掃活動には、年間を通して大変多く実施していただいているため、相当の費用が必要となると想定されることから、市が行うことは難しいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎ 1 番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。確かに現実でないことは理解いたしました。やはり川で拾ったごみの分別については理解を深めることが重要かと思います。

それでは、質問の要旨 4 に移ります。

河川ごみの収集については、赤い可燃ごみ用の袋と青い不燃ごみ用の袋の 2 種類を用いてありますが、3 つの非効率な点があると感じております。

1 つ目は、赤い可燃ごみ袋の人が、空き缶や空き瓶、スプレー缶を見つけても、拾わないで行く場合、その後をもう一度青い袋の方が通って拾う必要があること。

2 つ目は、先に述べたとおり、結局は回収後、中身を全て出して分類するという必要があること。

3 つ目は、多くの方に 1 人 1 枚ずつ渡しても、少ししか入ってない袋も多く、ごみの回収後、たくさんの空の袋が余りますが、汚れていて、再利用できないものも多く、最終的にはそういったものは燃えるごみに入れざるを得ないことです。

役割分担をきちんとし、赤・青同時に連携を取りながら、分別しながら拾うことができれば問題ありませんが、実際には赤・青に分かれていることが非効率になっている面があると感じております。また、汚れて捨てるのであれば、印刷のないコストが安いものでもよいようにも思います。

質問の要旨、4 番です。最終的にごみとして出す際には、赤・青に分けますが、拾う段階のために、赤・青でない袋を河川用として用意していただくというのはいかがでしょうか、お尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ごみの分別に大変ご苦労をかけておると、改めて感謝申し上げます。

可燃ごみと不燃ごみを分別することにつきましては、犬山市のごみの焼却や破碎などのごみ処理方法の原則から、家庭から出るごみと同様に、ボランティア活動による河川等の清掃活動により集められたごみについても、分別が必要となります。

したがいまして、可燃、不燃を分けない河川ごみ用の袋の作製は考えておりませんので、ボランティアの皆様には、引き続き集めたごみの分別にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、議員ご指摘の河川の清掃活動等で回収いただいた汚れたごみについては、資源物として分別していただく必要はなく、可燃ごみと不燃ごみの分別のみで結構です。汚れたペットボトルなどのプラスチック製品は可燃ごみ、さびたスチール缶など、不燃性のものは不燃ごみとして出していただくよう、「ごみ分別何でも百科」でもお知らせしていますので、ご協力を今後もよろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎ 1 番（丸山幸治君） ありがとうございます。いろいろとわがままな質問をしてしまいましたが、市の環境美化への意識の高さ、ボランティアの方々への敬意や、真摯な配慮を感じる

答弁を頂けたと思います。実際に分別の場で混乱が起こりにくくなるよう、分別についての情報発信などを引き続きよろしくお願いいたします。

私自身としまして、河川五条川等の美化のため、今後も現場で取り組んでまいりたいと思いますので、ご指導よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 1 番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後 1 時 40 分まで休憩いたします。

午後 1 時 28 分 休憩

再 開

午後 1 時 40 分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11 番 岡 覚議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11 番 岡 覚議員。

◎ 1 1 番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団の岡 覚です。今回、4 件の一般質問を通告いたしました。ぜひ市長をはじめ市当局におかれましては、積極的に受け止めていただき、丁寧な答弁を頂きますようまずもってお願いいたします。

件名 1、市道の白線道路標示の現状認識と改善の課題と方法について。

1、市道の白線道路標示の現状と危険の実態等の認識についてお伺いしたいと思います。

ここで市道の白線と言いましたが、市道の白線の中で、「止まれ」という標識ですね、それからダイヤモンドを含めた横断歩道の白線、これは公安委員会に関連するものは別途管理されているというふうに認識してしまして、ところどころに 2011 とかいうマーカが付いてあるものですから、これは別といたしまして、主に路肩線や中央線の白線についてだけ伺っていきいたいというふうに思います。

今回この質問をしなくちゃいけないと思ったのが、2 つあります。

1 つは、白線を引いてからもう何年もたっているところが市内あちこちに見られて、ほとんど消えているというのが数多いんです。市内全域にわたっています。代表的な例が、これはつい先日気づいたんですけども、犬山警察署の北側の道路、警察に近いからええやろうかと思ったけども、全く白が見えない、引かれた後だけが分かるというような形になってしまして、そういうところが市内至るところにありまして、今回、写真添付しました。

私がほぼほぼ通るようなところばかりでして、一番最初の 3 枚は、長者町の長者町会館の北西角です。全然見えないのが 1 枚目、2 枚目なんですけども、これをよく見ると、路肩線とそれから中央線がセンターラインが引かれているんです。3 枚目の写真にセンターラインの跡が見えますし、4 枚目はコーナーなんですけども、マンホールの蓋の脇にセンター線が引かれた跡が見えると思うんですけども、こういう状況なんですけども、実はここでヒヤリハッ

トというのが何度も起きてるんです。センター線を引いてないもんですからというか、隠れているもんですから、横着なドライバーが、内側回ると衝突しそうになるんですね。

それから、5枚目、6枚目が、長者町の南のほうの金山公園の南西の角がやはりセンター線があるんです。ここはセンター線が見えているもんですから、車も大体これに沿って走るということで、7枚目、8枚目は私の自宅から南を見たところですけども、センター線、路肩線がほぼほぼ消えていて、遠くの7丁目のセンター線は見えるという写真です。

それから、その次の2枚は、新郷瀬川の写真です。ところどころに白線が見えるという写真です。

今回質問する動機は、一つはこういう、見えないことによってヒヤリハットと言いますか、そういうのを頻繁に私自身も経験しましたし、大勢の方が経験しているということが1点と、もう一つは、ご承知の方も多いと思うんですけども、車のメーカーによって、いろいろ呼び名は違うんですけども、最近の車は、あの車線維持支援システムですとか、そういう車が感知して車線を、車をその車線の中できっちと、その車線を維持して走るようにという支援システムができていますね。ところが白線が消えてると、これが作動しないということが分かりまして、これじゃ駄目じゃないかというふうに思いまして、質問する次第です。ご答弁をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

議員ご紹介の横断歩道や停止線など、交通規制に関する道路標示と呼ばれるものは、県公安委員会が行っており、区画線は、県や市などが行う道路管理者が管轄しております。加えて「学童注意」などの文字など、交通規制を伴わない路面標示についても、道路管理者が管轄になります。

道路の白線は、安全で円滑な交通環境づくりを目的に設置しており、外側線や中央線を設置することにより、自動車の路肩への逸脱走行を防ぎ、走行時の占有度を高め、車両と歩行者、路外障害物との交通事故を減少させるなど、効果があると認識しております。

また、近年開発が進む車の自動運転や車線逸脱防止システムは、車載センサーが白線を検知して稼働するものもあり、自動運転の導入が進む側面からも、白線の持つ役割がさらに高まっていると考えられます。

しかしながら、道路の白線は経年劣化や車両通行により、徐々に消えていく状況にあるため、定期的な引き直しが必要になり、現状としては、道路パトロールによる状況把握を行っております。加えて、地元の土木常設員からの要望や、各学校からの通学路改善要望などから情報を頂き、緊急度の高いと思われる箇所を優先し、順次引き直しを行っております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。引き直しが必要だという答弁なわけですけども、それをどうやって進めるかということで、2番目の質問に入りますが、市道といっても随分と総延長は何キロメートルか知らないですけど、相当数あると思うんですね。そ

ういう点では、私は2番目に、2012年以来というのは、これは中央道の笹子トンネルで事故がありまして、これ以来、国の政治でも様々な維持管理にきちっと力を入れて予算をつけるということを表明した事件だと思っていますけれども、これ以来の維持管理の重要性に鑑みて、全市道を視野に入れた維持管理の年次計画の確立、予算の確保、実施体制の確立等について、こういう方法で僕は進めていくことが必要になってるんじゃないかというふうに思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

道路施設に関する維持管理の方針については、平成29年3月に策定された、犬山市公共施設等総合管理計画に示しています。この計画では、施設の性質などを基に、管理区分を予防保全、計画保全、観察管理の3つに分類しており、白線等については観察管理とし、巡視や通報により状況を把握し、機能障害の顕著化により、補修等の対応をするものと位置づけています。

白線は交通量などにより、磨耗の程度や進行状況が異なることから、議員ご質問の白線などの引き直しについて、年次計画の策定はそぐわないと考えています。

今後の対応として、交通量が多い道路や要望のあった道路を中心に、職員による現状確認を行い、緊急性や安全性などの状況を見ながら、適時進めていきたいと考えております。

引き続き、白線の引き直しを含めた既存道路の補修について、通行の安全に支障が生じないよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。ちょっと通告してないですけども、再質問をどちらかになるかと思うんですけども、お願いしたいと思うんですが、要望のあった道路を中心という答弁がありましたけれども、例えば僕みたいに気の小さい者はなかなか要望できないんですね。警察署も自分の脇の道路をやってくれという要望なんかまずしないと思うんですね。

ところが、私の家の前は、多分30数年前に引いたつきり、そういうところはいっぱいあると思うんです。だから、そういう点では、ここで言った巡視や通報によると思うんですけど、巡視やっているのかなと思いますし、現状確認をやったり全市的にやりながら、必要なところは僕はやる必要があると思うんです。

多分、予算調べてないですけども、毎年一定額の予算というのを確保していないんじゃないかと思うんです。だから一定額の予算はやはり、これだけ全市の市道は多いわけですから、一定額の予算は財政当局のほうで確保すると、それから巡視はやはり市の職員がこれはやらないかんぞというところは、確認した上で、その中で予算の範囲内とは言わないですけども、時によっては予算の増額を求めながら、毎年一定量をやるというふうに僕はやる必要があると思うんですけど、その辺は財政当局なのか、原課のほうなのか、ちょっとあれですけども、私は毎年一定量は進めていかないと、ひどい状況が今、市内全域に広がっている

中で、車の性能がよくなってきているということの中で、僕はやる必要があるというふうに思っていますが、再質問でお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

道路パトロールの従事につきましては、アメニティ協会の道路パトロールということで、毎年これは委託の中に入っておりますので、今までも順次やっておりました。プラスアルファ職員によるというところは、現場に行って、そういった行ったのと帰ってくるのは違う道路で通るだとか、そういった観点から、職員の巡視というのもプラスアルファで実施していきたいというふうに考えておりますし、予算につきましても、道路維持補修工事の中に、そういった予算を確保をさせていただいておりながら、毎年実施をさせていただいております。また、要望等に応じて、要望が多い場合については、また原課のほうで精査しながら、予算要求に努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。期待しますけれども、多分アメニティ協会の巡視チェックの中に、白線のチェックは入っていないんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことも含めて、きちっとしたチェック体制も持ちながら、巡視を重視して、必要な白線の維持管理に努めていただきたいというふうに強く思いますし、財政当局も必要な予算は毎年一定程度は確保するというのを進めていただきたいというふうに思います。

質問の2、公共下水道の計画区域見直しに伴って、合併処理浄化槽の設置奨励、推進が重要だと思います。どう進めていくのか、お伺いします。

1、下水道計画区域から除外される件数と、合併処理浄化槽が必要とされる件数について質問いたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

公共下水道の計画区域見直しによる公共下水道区域から除外される家屋の件数は、おおよそ3,000件です。また、この計画区域から除外される区域内の将来的に合併処理浄化槽への転換が必要となる、いわゆる単独処理浄化槽及びくみ取り便所の件数については、把握しておりません。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。把握していないということは状況はよく分かりますので、おおむね半分と見ても、1,500件という数字で2番目の質問の中で入れ込みたいというふうに思います。

2、合併処理浄化槽の推進の重要性アピールと、補助制度の拡充についてお伺いいたします。

今言った地域が新たに合併処理浄化槽が必要な地域、それまでは下水道がいずれ来るんだからといって、二重投資は避けようということで、合併処理浄化槽にしないところでも、もう下水道は来ないんだから、うちも合併処理浄化槽をやらないかんわなということで検討される件数が約1,500件というかなり大きな数字になりますが、後から出てくるとは思いますけれども、今、犬山市の毎年の合併処理浄化槽を設置する、補助を受けて設置するのは約10件未満ですから、新築は除きますけどね、新築は除いている数字ですので、あくまで補助を受けてということは、そういう数字ですので、何十年どころか100年以上かかるという数字になりますけれども、計算上は、そういう状況の中で、僕はこれは急ぐ必要があるんじゃないかなと、一つの大きな課題として取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、どのようにお考えか、答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では、既存の単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を廃止し、自らが居住する住宅用の合併処理浄化槽を設置しようとする者を対象に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

ただし、本補助金では、住宅の新築、建て替えに伴うものや、下水道事業認可区域等については対象外としています。

補助率は100%ですが、限度額を定めており、申請の多い6から7人槽は、設置費41万4,000円、宅内配管工事30万円、撤去費は、単独処理浄化槽の場合12万円、くみ取り便槽の場合9万円で、合計83万4,000円もしくは80万4,000円を限度として補助を行っています。

なお、令和5年度予算は、10基分で813万円を計上しており、令和4年度実績は年間7件、補助対象経費約1,129万円に対して、補助金額は541万8,000円、実際の補助としてはおおむね2分の1となっています。

本補助金につきましては、国や県からの交付金等を充当しながら実施し、国、県の交付基準額を用いておりますが、令和2年度には、既設の単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去工事費と、宅内配管工事費を新たに補助対象に加え、令和5年度には単独処理浄化槽撤去費を増額するなど、制度を拡充してきたところです。

今後も国や県からの交付金等を活用しながら、補助制度の充実に努め、制度についての案内を通じて、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、下水道事業認可区域の変更により、影響を受ける市民の皆様へきちんと対応できるよう進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。私自身の思いで言うと、自然環境に影響を与える様々な汚染等々、これはやはり発生源で止めるのが一番いいし、流れ出た場合には、それぞれの地域で、できるだけ源流に近いところで処理する。地域で言えば区内処理というのがやっぱり基本だというふうに思っていて、そういう考えからすると、合併処理浄化槽というのがやっぱり僕は小川を取り戻す政策になって、非常にいいなと思っています。

して、これ愛知県の作っている資料で、排水処理を考えるという資料ね、これも読ませてもらいましたが、なかなかまとまってるなと、ちゃんとこれがアピールできて届いて、そしてうちもやらないかなというふうになってくれればいいなという思いでいます。

市の補助金制度も見させてもらいましたが、もう少しうちもやらないかなと思うような資料にするといいなというふうに思っていますが、深刻なんですね、これ。今まで下水道が来るからうちやらんだっていいわというところが、さっきの報告では3,000件あって、その半分がやったとしても1,500件という数字で、今の進捗からしたら10分の1以下の10件未満ということですから、大変な件数をその気にさせて、なおかつ補助対象にする。

私が議員になったころが、この合併処理浄化槽が進み始めまして、長野県が特に独自に補助制度をつくって、本当に信州は山里の水がきれいになりました。ところが、私の経験で、静岡県のある町で、〇〇の里って、なかなかいいイメージの里へ行まして、そこからちょっと400メートルくらいの里山に登ると、富士山が物すごい間近にきれいに見えるんですよ。ところが、その里へ行ったときに、ウェルカムという、その集落の人たちの気持ちが伝わってきて、ミカンなんか大安売りなんです。大体100円で一山というところなんです。ところが集落の真ん中を小川が流れてまして、私みたいな素人でもすぐ分かる白濁と、臭いがするんですよ。ああ、残念ながらこの集落、合併処理浄化槽、全然と言っていいほど、設置されていないなというのは分かるんです。

犬山でも残念ながら、そういうところがあっちゃいけないなと思いながら、あるんじゃないかなというふうに思っていて、今の件数を聞くとやっぱりそういう地域の実情だなというふうに思っていて、僕はそういうところが童謡に歌われる小川のせせらぎがあるような、そういうきれいな小川を取り戻すような取組がされるといいなというふうに思っていますので、大きな下水道、地域を僕は変更したのは賛成です。本来、もっと早くやるべきだったなというふうに思っているんですけども、それに合わせた合併処理浄化槽の普及を、僕は本当に急いで取り組まないといかんということで、今回の問題提起になりますけれども、進めていただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

質問の3、都市計画法第34条第2項の許可の運用基準について質問いたします。

1、基準改定の背景と主な中身、期待するまちづくり上の効果について質問いたしますので、答弁よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市計画法第34条第2号は、市街化調整区域における開発行為の許可基準の一つで、鉱物資源、観光資源などの有効な利用上必要な建築などを目的とした開発行為を対象としたものです。

本市は平成28年4月に、都市計画法許可の事務処理市になったことを受け、各種基準に関して運用基準を定められるようになり、平成30年4月、県基準を踏まえた市独自の運用基準を定めました。

当初は対象区域を、明治村やリトルワールドといった観光資源が多く存在する市内東部の国定公園から300メートルの範囲とし、対象となる主な用途を観光資源の鑑賞、活用、観光価値の維持に必要な施設、宿泊施設、または休憩施設とし、それらに附属する施設として、住宅のみを対象用途としていました。

運用開始3年を経過し、観光客のうち、車利用者は、国定公園内周辺のみではなく、市内を広く移動していることが想定されることから、令和4年度に交通ネットワークの構築や、市場ニーズへの対応のため、対象区域の再設定と対象用途の明確化について、基準の改正を行いました。

まず、対象区域の再設計については、市内広く分布する観光資源を車で巡る観光客を対象とした休養施設などが立地できるようにするため、主要な幹線道路を指定路線とし、その沿線を対象区域に含むよう見直しを行いました。

次に、対象用途の明確化については、観光施設の定義を明確化し、観光客が立ち寄ったときの利便性向上や施設の継続的な収益確保のために、複合的なサービスが提供できるよう、附属施設の要件を設定し、一定規模までの附属施設を併設することを可能としました。

これにより、国道や主要地方道など、既存幹線道路を活用しながら、市内各所の観光資源を結ぶネットワークの構築を行うことが可能となり、観光客への休憩場所やサービスの提供による満足度の向上のみならず、観光客の市内滞在時間の延長といった経済効果への期待もあわせて、犬山の魅力向上を目指すものとしております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。答弁ありがとうございました。

続いて、お伺いいたします。本来は許可されないギャンブル施設等であったとしても、今言った許可されるような附属施設等によって許可されることはあり得るのかどうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

附属施設については、観光客の方々に対して様々なサービスを提供することが可能になるよう、対象用途は幅広く設定しています。

ご質問のギャンブル施設等については、単独での許可基準はありませんが、観光客の方々へ複合的なサービスを提供する施設として、観光資源の有効な利用に必要な施設の一部に、附属するもので、運用基準に規定されている規模の範囲内であれば、許可の可能性はあります。

許可に当たっては、全体計画の内容が都市計画法の許可基準に合致することはもちろんのこと、他法令などにおいても、支障のない計画であるかの確認を行い、その許可の可否を審査していきます。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。確認の意味も含めて、再質問させてい

ただきますが、答弁の中心は、運用基準に規定されている規模の範囲内であれば、許可の可能性はありますということで、運用基準のペーパーを読ませていただいています。あくまでここでは、1,500平米以下、かつ申請建築物の2分の1未満ということでもありますから、例えて言えば1,500平米以下で、例えば建築面積が様々な附帯建築を含めて、例えばギャンブル施設が40%であれば許可されるよと。例えばそこに来るお客さんが、主に中心のそのギャンブル施設が目的の人が、例えば8割おって、もちろんこれは、ざあっと駐車場があると思いますから、駐車場はだから8割の人がそのギャンブル施設を主な目的として見えても、延床面積が40%であれば、これは他の法令等に支障がない限り許可されるというふうに、今の答弁とこの運用基準のペーパーを読み解くと、そういうことかなというふうに思うんですが、それでよろしいですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

附属施設の面積については、今議員がご紹介いただいたように、延べ床面積は1,500平方メートル以下、かつ、申請される建物の2分の1未満と規定されております。そのため、この面積の範囲内であれば、観光客の方々との複合的なサービスを提供する施設として許可の可能性はあります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 許可の可能性はあるということではありますが、それで通告していないですけども、再々質問を市長にちょっとお願いしたいんですが、お願いします。

犬山市は本物のまちを目指すということで、それをまた本物のまち犬山で、これを売りにしてきたというふうに思っています。私も犬山が本物のまちであり続けてほしい、こう思っています。

私自身の経験で言えば、私、松山さんが市長の時代の2期目から、その後、石田さん、田中さん、山田さんと、4人の市長や、その当時の職員の皆さんといろいろな議論してきましたけれども、どの市長も、まちの将来像というのをやっぱり持っていて、ある市長はゴールイメージ、自分としてのゴールイメージというのも話されたこともあります。そういう中で、市長の自分のゴールイメージというか、自分のまちの将来像とともに、市民と一緒にそれを練り上げていくという、市民の意向も大事にしてきたというふうに思っています。

一方で市の職員と一緒に、市長自らも含めて様々ないろんなことを、こういうことをやっていきたいというような方についても、適切な行政指導というのをやってきているというふうに私は思っています。そういう点で、私が思いますのは、本物のまち犬山というものと、その中核にギャンブルがあって、幾らオブラートって言ったらいいか、それを包んだとしても、ギャンブル推進のまちになっては私はまずいなというふうに思っていて、まちの将来イメージとして、その辺は、漠然とした抽象的な言い方で申し訳ないんですけども、市長としては、そういう場合に、私は市長の将来のまちのイメージも大事にしながら、適切な行政指導等もやってほしいなというふうに思っていて、こうした都市計画法の運用基準

についての質問でありますけれども、抽象的なイメージの質問ですけれども、それはどうお考えか、答弁いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

岡議員の質問は、都市計画法の第34条第2号の許可の運用についての通告を受けていますので、その範囲内でお答えをしたいというふうに思っています。

もちろん本物のまちを目指す、これからの犬山のまちがどうあるべきか、成長するために何が必要なのかということを見据えて、これからの犬山の将来像を描きながら、皆さんと一緒に新しいまちづくりをしていかなければならないと思っています。

その中でギャンブルを推奨するまちにしようなんて、誰しも思うはずがありません。それは冒頭に強く申し上げておきます。

ただ、その計画がどんなものなのか分かりません。犬山に見合うものかどうか、それら全て総合的に判断をしながら、考えていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 寛君） 答弁ありがとうございました。市長としても適切、的確なリーダーシップを発揮してほしいというふうに申し上げて、この質問を終わります。

4、施政方針について。

犬山市への定住促進についてお伺いします。

施政方針の中で述べられています。一つは、令和5年度から、こうした定住促進のための行政を専用窓口を設置したりとか、やってきましたよということを述べて、令和6年度は、市外での住むまち犬山のPR等々をやっていきますということを述べていますが、もう少しこの令和5年度の実績と令和6年度の、こんなことをやっていくんだということをもう少し詳しくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

各課が持っている住むまちの情報を集約し、犬山市に住みたい方の相談や質問に、ワンストップで対応する窓口として、昨年6月に、企画広報課内に移住・定住専用相談窓口を開設しました。

2月末時点での問合せ実績は、合計12名の方から、延べ24回の相談をいただいております。内訳としましては、窓口へ2名、電話で8名、メールで2名となっています。

ご相談があった全ての方のお名前、現在のお住まいの場所などの情報は把握しておりませんが、県内の小牧市だけでなく、岐阜県や大阪府、長崎県からお問合せがあったほか、犬山市をご紹介していただけるご親族の方やお知合いの方からの問合せもありました。

相談内容は、市内の住宅に関する情報、地震や浸水などの被害想定、子ども未来園や子育て施策に関する内容など、その方々により様々で多岐にわたっており、必要に応じて関係課をご案内し、担当職員から、より詳しいご説明を差し上げています。

なお、増田議員のご質問で答弁、ご紹介いたしました、こうしたお問合せのあった情報などを中心に、分かりやすく、住むまち犬山の情報を集約した移住特設ウェブサイトも3月中旬に開設する予定です。

今後の住むまち犬山のさらなるPRとしましては、現在制作している移住特設ウェブサイトへの掲載情報や、コンテンツを充実させるほか、ウェブサイトの制作を委託している株式会社角川アスキー総合研究所とタイアップし、同社が運営しており、認知度の高い地域情報メディアを活用した町の紹介記事掲載や、SNSによる拡散などのプロモーションも行っておりまいます。

また、令和5年度も住宅展示場などでのイベントに、ブース出展してPRを行ってまいりましたが、令和6年度は、これらの機会に加えて、名古屋市栄の地下街にある地域の情報発信スペースへの出展や、首都圏で開催される移住・定住フェアなどへの参加を通じて、幅広い方々に、犬山市を住むまちとして意識していただくと同時に、移住をお考えの方に直接、犬山市をPRするといったプロモーション活動を積極的に行っていく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。答弁の中に出てきましたけども、増田議員の質問があり、答弁もありましたが、私もこれを踏まえて質問しているつもりですし、また、先ほど沼議員が、能登半島からの移住者への対応を巡っての質問と答弁がありまして、非常に重要だなというふうに思いました。

私自身は、この移住促進という課題が非常に重要テーマだなと思っています。ですから質問をしているわけで、施政方針に述べられていることでもありますので、再質問については市長に答弁をお願いしたいなと思っているんですけれども、私自身はこれはどの自治体も我が町へということだと思えるんですけれども、自治体間競争に残念ながらも踏まえて、やはり犬山は犬山独自で移住促進の政策は展開していく必要があるだろうというふうに思っています。

この中でも述べられていることに、助成制度を創設していくという文言があります。こうしたことについて、もう少し述べていただきたいというふうに思いますし、令和6年まででこの事業は終わるのではなくて、令和7年度以降もさらに拡充していく必要があるというふうに思っていますが、その点も含めて、市長はこの課題、どういうふうに展開していこうというご決意なのかお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

移住事業については、これまでもIターン、Uターンの犬山市に移住に伴う市内の住宅の不足や改修の補助制度はこれまでもありました。そして、今議会で岡議員が言われるように、

審議いただいている当初予算は、犬山への定住・移住の取組を本格的に進めていきたいという思いを込めて、住み続けたい犬山実現予算として位置づけをさせていただいています。そこで岡議員が例として挙げてくださった、新たな補助制度の一つに、これから犬山応援団事業をお示ししているところです。

ほかにも、ちょっと隠れてはいるんですけども、市内で創業を予定している方を支援する補助事業も考えているんです。これが何かというと、新たに犬山市で移住をして起業する方に対して、その方に対して引っ越し費用や家賃、そして不動産取得について、購入費を上乗せをしていこうという加算する制度であります。

そこで、さらなる補助制度をもっともっと広げるべきだろうという岡議員のご質問をいただきました。その点については、いろいろな挑戦はしていきたいと思っていますが、まずは今申し上げた、新たに取り組む事業を優先して実施をしていきたいというふうに思っています。

ただ、これでももちろん終わるつもりはありません。ここからの深掘りを考えていきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げました、これから犬山応援団事業は、移住によって犬山市に一定期間、住み続けていただくということ。同時に、まちに活力を与えてくださる活動も継続される方を対象としていきます。ここからさらに補助金を受けた方を対象として、結婚される方、出産された方、または住宅購入などの際に追加の補助も考えていくことも想定をしているところであります。

補助金については、一定の年度の実施結果を検証していきます。その上で継続するのか、また新たな制度に切り替えていくのか、そうした判断をしていきたいというふうに思っています。

また、これから犬山応援団事業の中で、補助金を受けた方を中心として、犬山に移住された方が交流する機会も設けていくことを予定をしています。犬山という新たな地での新しい人とのつながりや、これまでになかった新しいコミュニティを作っていこう、作り上げていこうという狙いを持つものであります。

これだけ一つの事業でもいろいろ深掘りして、先に進んでいく、前に新しい形を作っていく、そんな思いで取り組んでいきたいというふうに思っています。

令和7年度以降は、こうした方々の活動や魅力、さらには活力を生かした主体的な活動に期待し、新たな住むまち犬山のPRの方策も見出していきたいというふうに思っています。

そのほかにも移住・定住促進の施策は、岡議員も言われたとおり、全国にいろいろあります。ですから、犬山らしい、犬山に即した、新たな取組、事業を引き続き研究をしていきたいというふうに思っています。そうした取組や思い、考えを持って、人口減を緩やかにしていくということ、出生率を上げたいと思っています。子育て、働き世代が犬山に移住してくればいいなと思っています。

さらには、経済が活性化する、そして犬山に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる、持続可能な犬山を創出していきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。期待しています。終わります。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日8日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時28分 散会